

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：教育庁】

| | |
|---------------------|---|
| 機関名称 | 東京都いじめ問題対策連絡協議会 |
| 機関種別 | 連絡調整会議 |
| 設置根拠 法令等 | 東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号） |
| 設置年月日 | 平成26年8月1日 |
| 機関の目的 ・所掌内容 | いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき、学校、東京都教育委員会、東京都児童相談センター、東京法務局、警視庁その他の関係者により、協議を行う。 |
| 委員数 | 27人 (うち、女性委員数 6人) |
| 会議公開 | 公開 |
| 会議 非公開理由 | |
| 議事録公開 | 公開 |
| 議事録を非公開と する場合の理由 | |
| 備考 | |
| HPのURL | http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/administration/council/general_conference/coordination_meeting/bullying_liaison_council.html |
| 問い合わせ先 | 教育庁指導部指導企画課 電話番号：03-5320-6888 FAX番号：03-5388-1733 |